

## 6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	2020年度末	2021年度 第3四半期 会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	8,822,197	9,233,265
基金等	1,307,339	1,197,767
価格変動準備金	850,080	863,873
危険準備金	440,579	600,902
一般貸倒引当金	1,736	1,616
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合100%)	3,584,043	3,765,492
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合100%)	489,444	494,788
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,411,778	1,385,537
負債性資本調達手段等	640,735	840,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	96,459	82,552
リスクの合計額	1,650,390	1,725,848
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)		
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	125,517	126,071
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	76,135	77,504
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	117,942	112,766
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	7,871	8,789
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	1,475,866	1,554,382
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	36,066	37,590
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,069.1%	1,069.9%

- (注) 1. 2020年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。2021年度第3四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。